

女性を狙った犯罪対策

性犯罪・痴漢・盗撮

路上や住宅での性犯罪被害や電車内での痴漢被害、階段やエスカレーターでの盗撮被害など、身近な日常生活の中で被害が発生しています。

被害を防ぐためには

路上では

- スマートフォンや携帯電話の操作、音楽を聞きながら歩く「ながら歩き」はやめましょう。
- 夜間は人通りの多い、明るい道を通りましょう。
時々、後ろを振り返るなど周囲を警戒しましょう。
- 階段やエスカレーターでは、後ろを確認し、バッグなどでスカートを押さえて盗撮されないようにガードしましょう。
- 深夜の独り歩きは避け、タクシー等を利用しましょう。
- 防犯ブザーを外から見えやすく、すぐに使えるところにつけましょう。
- 見知らぬ人から声をかけられたら、相手と距離をとりましょう。



自宅では

- 在宅中も玄関の戸締りをしておきましょう。
- 就寝前は、ドアや窓は完全に施錠しましょう。
- 玄関ドアの鍵や車両の鍵を開けた瞬間に、後ろから室内や車内に押し込まれる事案も発生しています。玄関ドアや車両の鍵をかける前に、不審者がいないか周囲を確認しましょう。
- 宅配便や点検等を装って、室内に入り込まれる事案が発生しています。来訪者の対応は、インターホンやドアチェーン等を活用し、用件や身分を確認しましょう。



電車では

- 痴漢被害にあったら、犯人をにらむ、声を出す、手をはらうなど、「イヤ」という意思表示をしましょう。
- 110番通報、駅員を呼ぶ、周囲の協力を求めるなどして複数人で対応するようにしましょう。

痴漢が発生しやすい混み合う電車のドア付近



ストーカー・DV（配偶者等からの暴力）

～ストーカーとは～

恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかつたことに対する恨みの感情から、相手やその家族につきまとうなどして不安を与える、生活の安全と平穏を害し、エスカレートすると、被害者の生命、身体、自由、名誉に対して危害を与える危険性が高い行為のことです。

ストーカー規制法では、次のような行為を繰り返し行うことを規制しています。

①つきまとい・待ち伏せ・見張り・押しかけ・うろつき、②監視していると告げる、③面会、交際等の要求、④著しく粗野・乱暴な言動、⑤無言電話、連続した電話・文書・FAX・電子メール・SNSメッセージの送付、⑥汚物等の送付、⑦名誉を傷つける行為、⑧性的羞恥心の侵害、⑨相手の承諾を得ずにGPS機器等の位置情報を取得する、⑩相手の承諾を得ずに相手の持ち物にGPS機器等を取り付ける

被害にあってしまったら

ストーカー被害は、自分で解決できる問題ではありません。
一人で悩まず、警察をはじめ、信頼できる人に相談しましょう。

警察では被害防止のためのアドバイス
や、行為者に対して警告や検挙等の対応
をとることができます。
被害が深刻になる前に、迷わず最寄りの
警察署に相談してください。



～DVとは～

配偶者（事実婚や元配偶者を含む）や恋人など親密な間柄でふるわれる暴力のことです。被害者、加害者は性別を問いません。暴力には、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力があります。

DV 被害にあってしまったら

DV 被害の相談は、配偶者暴力相談支援センター、最寄りの市町村DV相談窓口、または警察署に相談してください。

加害者を引き離してほしい時は

被害者の申立てにより、地方裁判所が加害者に対して「保護命令 *」を発令することができます。申立てについては、最寄りの配偶者暴力相談支援センターや警察署に事前に相談してください。

- 被害者への接近禁止命令（6か月間）
- 被害者の子または親族等への接近禁止命令（6か月間）
- 退去命令（2か月間）
- 電話等禁止命令（6か月間）

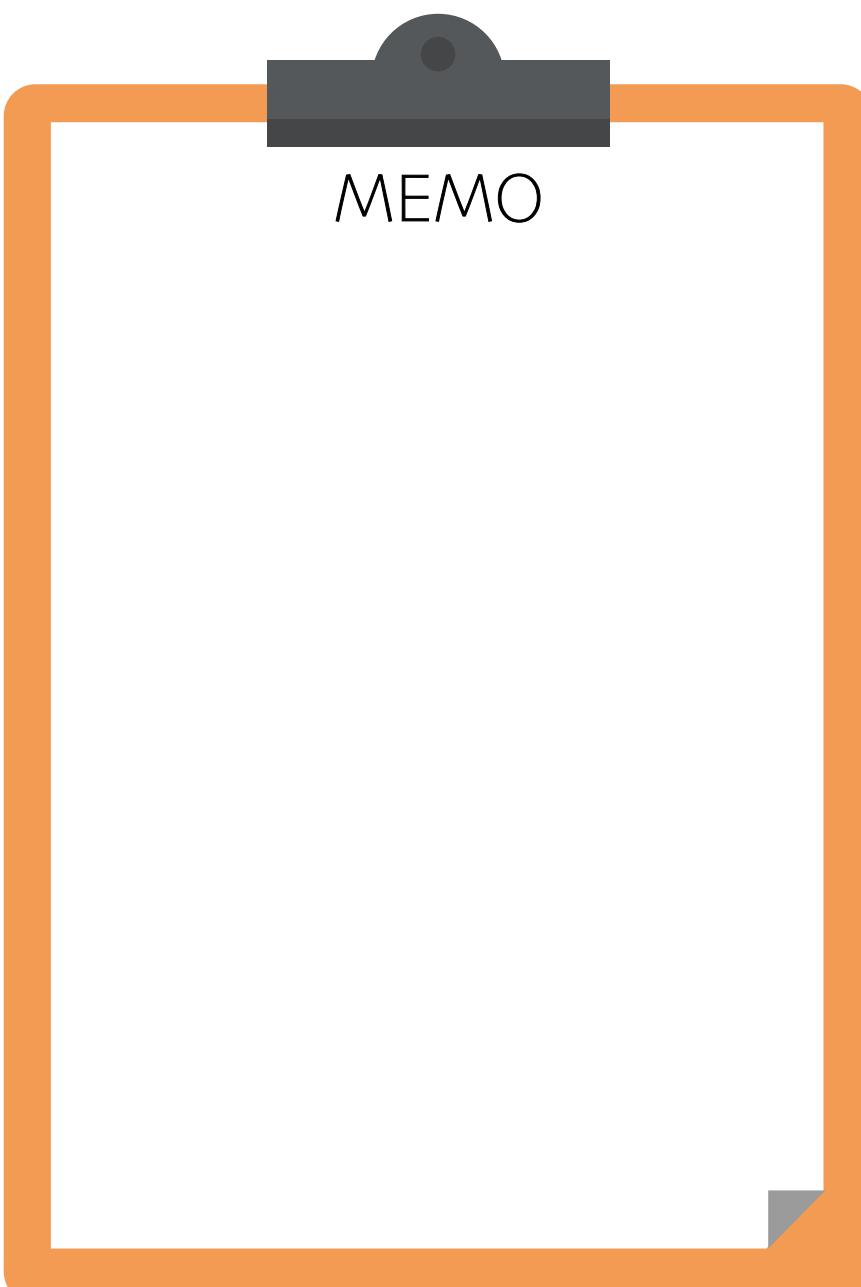


* 身体的暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、更なる身体的暴力により、生命・身体に重大な危険を受ける恐れが大きい時に限ります。

被害を防ぐためには

- 公共料金明細書などは細断して廃棄するなど、自分の個人情報の管理を徹底しましょう。また、スマートフォン等を他人に操作させないようにしましょう。
- 防犯ブザーをすぐに使える状態で持ち歩きましょう。
- 被害を受けたら、「いつ、どこで、どんな被害を受けたか」を記録しておきましょう。
- 相手からの申し出に対しでは、断固拒否しましょう。
- 避難場所は親しい人にも絶対に伝えてはいけません。
- 必要に応じて一時保護施設を利用し、安全な場所で生活することができます。配偶者暴力相談支援センター、警察、市町村などに相談しましょう。(44ページに相談窓口を掲載しています)





MEMO